6. 史跡松江城環境整備指針概要

史跡松江城環境整備指針に示されている地区ごとの指針について下記に示す。

本丸

《環境整備指針》

城郭の要である天守の遺存する曲輪跡として、重要文化財(天守)を中心に考えた環境整備を図る。

城を訪れる人が最も多い地点であり、来訪者のスムーズな動線を確保するためにも開けた空間としての広場空間を今後も残すことを心がける。現在、天守南側のマメイヌツゲによる擬西洋風植え込みは、往時の園路ではなく、刈り込みによって作られた園路は人の流れの停滞を招いている時期もあり、城跡にふさわしい植栽とは言えない。<u>将来はこれを撤去し、自由園路</u>として曲輪内を自由に散策できるようにする。現在閉じられている北ノ門跡も開放して腰曲輪方面への動線を確保し、資料を整えて可能であれば北ノ門を復原整備する。

また、天守望楼からの四周に広がる眺望は松江市内を見渡せる格好の場所で、往時の防備形態を偲ばせるが、樹木が茂りすぎ天守景観を妨げている部分も多く、また石垣上の樹木は、将来石垣のズレ、ユルミを誘発する恐れがあるため、樹木の計画的な伐採などの措置を行う。

復原された<u>一ノ門や多門</u>は、往時の資料と明らかに異なる部分があるため、天守へのエントランス部にふさわしい歴史的景観を創出するためにも、資料に基づき正しく<u>復原しなおす</u>ことを検討する。

直政公銅像台座や公衆便所などの施設撤去を行う。

また、当該地区は松江城のシンボル空間であるため、今後の発掘調査や文献資料等により十分な調査検討を行い、可能であれば各櫓等の復原整備を図っていく。

なお、現在重要文化財に指定されている天守については市民の国宝昇格化に対する要望が強いため、今後 国宝昇格化に向けて努力する。

二之丸

《環境整備指針》

二之丸の環境整備は、可能な限り城郭とは無関係で調和しない茶店や記念碑等の施設を撤去し、必要に応じ石垣修理を行いながら、また遺構の調査を平行して実施し、御廣間等の建物遺構については平面的に明示するなどの整備を図っていく。また、<u>櫓</u>跡については発掘調査、古写真、古絵図等に基づき<u>可能であれば復</u>原する。

遺構整備にあわせて現在の<u>樹木と園路を遺構の外周に移設</u>して、遺構が一巡して見学できるようにし、適所に史跡説明板や標柱、公衆便所、ベンチ等を設置し、見学者の休憩、利便等に供する空間とする。

なお、<u>興雲閣</u>は建造後 90 年を経過し、全体的に老朽化し、早急に復原修理を実施する必要がある。また、松江郷土館として開設してから 20 年を迎えるが、展示施設としては防災上、管理上問題点が多く限界があるので展示品等は別途市立歴史博物館(仮称)を城山周辺に建設し、天守所蔵資料と共に永久保存管理を基本として移管し、興雲閣の建物本体は県指定文化財として県の指導を得ながら復原修理し、<u>見学、休憩施設</u>として活用していく。

二之丸下ノ段

《環境整備指針》

今後も遺構の保存に努め、<u>広がりのある景観を保持し</u>、発掘調査等の成果に基づき遺構の明示や復原を考慮しつつ整備を図る。なお、<u>建物の明示復原に際しては、休憩所、売店的機能を付加することや既存便所の</u>改修、移築も考慮する。

また、大手口は松江城の正面入口にふさわしい景観整備を図る必要があるため、<u>桝形(馬溜)の修理</u>を行い、資料を整えて可能であれば大手門及び大手木戸門の復原整備を検討する。脇虎口ノ門も同様に可能であれば復原整備する。

中曲輪・腰曲輪

《環境整備指針》

中曲輪及び腰曲輪の石垣の修理、石垣に影響を与えている<u>樹木の伐採</u>を計画的に行うとともに、馬洗池周辺においても適宜伐採を行い、修景整備する。また、本丸北ノ門の開放に伴い<u>水ノ手ノ門を通行可能</u>にし、腰曲輪内を見学できるようにする。資料を整え、可能であれば門の復原を検討する。<u>未指定地の史跡指定化と公有化を図り、民家を移転する。</u>

後曲輪・外曲輪

《環境整備指針》

西堀沿いに広がる椿谷一帯は、ツバキ・シイなどの樹林に囲まれ、また北側には、梅林が所在する落ち着きのある場所であり、鳥類等の飛来もあるという自然条件を十分活用した整備を行う。特に現在の椿谷広場は、四季折々の花木が観賞できるので、市民や観光客の憩い、散策の場となるよう、中央の<u>散策路</u>に沿って適宜<u>ベンチ等</u>を配置したり、亀田橋付近には、<u>休憩便益施設</u>としての四阿・便所・水飲場等を設置するなどして樹林公園的空間として整備すると共に、現在の良好な<u>樹林地景観の保全</u>に努める。なお、快適な空間とするため、必要に応じ盛土造成、雨水排水施設設置を行う。

なお、千鳥橋のたもとにある<u>職員会館</u>については今後<u>撤去</u>する方針で関係者との協議を進め、その跡地には休憩ができる広場などを設け、城山南側エントランス空間として整備する。

外曲輪の地区については、今後<u>民家の移転、撤去</u>を進め、城山公園及び史跡松江城の管理施設設置を必要に応じて整備する。また、亀田橋~稲荷橋間の堀端園路の新設などにより、散策空間として更に活用を図り、城山の裾部の内堀と一体となった緑の景観を形成していく。

北之丸

《環境整備指針》

一部史跡指定がなされていない部分があるため、<u>史跡指定化</u>を推進し、今後も<u>樹林の保全</u>と適切な<u>管理</u>を図っていく。また、関係機関との調整を図り、発掘調査などにより遺構の解明を順次進めていく。

城山稲荷神社地区

《環境整備指針》

北部樹林地内に、堀割を介する対岸の伝統美観地区の眺望を楽しめる<u>散策路</u>を整備し、西側には休息のできる<u>小広場と便所、四阿等の施設</u>を配置する。整備に際しては、植生の保存に配慮するとともに、発掘調査等により十分な資料が得られれば<u>船着門を復原整備</u>し、また現存する<u>土塁、石敷、石段、井戸等の遺構を保</u>存整備する。

史跡指定地外となっている<u>市道と民家、神社有地の史跡指定化</u>を図るとともに、適切な整備を進める。市道は将来交通規制などの方策を関係機関と図り、<u>城内遊歩道として再整備</u>する。北側の樹林地は適宜整理伐を行いながら、植生の保全を図っていく。

三之丸地区

《環境整備指針》

現在県庁舎が存在しているが、三之丸跡は城にとって欠かすことのできない重要な曲輪跡であるため、今後地区の史跡指定化と整備を図るために関係機関と協議する。

入口地区

《環境整備指針》

入口地区は、城内と周辺域を結ぶエントランス空間として位置付け、<u>広場の確保、案内板の設置等</u>、入口としてふさわしい整備を図っていく。

大手前は、城内への正面入口として、また周辺の車動線との連絡点としてターミナル機能の充実を図ると ともに駐車場機能を今後も拡充していく。なお、周辺道路整備との調整を図り、車両出入に伴う交通渋滞等 を解消していくよう努める。 北惣門橋付近は、橋、門を通り道路が<u>市道(史跡指定地外)</u>となっており城内を通過する車両があり、来 訪者はゆっくりと散策を楽しめない状態となっているため、<u>史跡指定を早急に図り</u>、将来は資料に基づき北 惣門橋を復原し、交通規制を行うとともに城内通路としての整備を図っていく。

稲荷橋付近は、周辺に民家が立地したり一部史跡指定地から外れている民有地があることから、早急に<u>史</u> <u>跡指定</u>を行い、稲荷橋は城内の橋にふさわしいデザインのものに改築し、歴史的景観づくりに努める。

亀田橋付近は椿谷の入口としてふさわしい修景整備を行う。

千鳥橋は老朽化が進んでいるため、改築(木造)を行う。

内堀地区

《環境整備指針》

内堀は、松江城にとって欠くことのできないものであり、今後関係機関との調整を図り、遺構の保存や修 景面に加え、水質の浄化や防災面からも<u>汚泥浚渫、大手前の暗渠改良、導水等</u>を実施し、<u>石垣等護岸の修復</u> の他、発掘調査等十分な検討に基づく<u>船着門の復原</u>等その保存、修景を図っていく。